

産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報【地下水等水質検査】
 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の2の3)

採取日	2026年4月8日								
	採取場所	処理施設 南側(海域①)	処理施設 南側(海域②)	処理施設 北側	処理施設 西側	処理施設 南側(海域①)	処理施設 南側(海域②)	処理施設 北側	処理施設 西側
	検査結果收受日	2026年5月11日							
埋立処分開始後の 地下水等水質検査 (廃掃法規則12条の7の 2 第8号の二) (最終処分省令 1条2項10号のロ) (維持管理基準省令 1条1号のロ) (測定頻度:1回/6月 測定箇所:4)	アルキル水銀	<0.0005 (不検出)	<0.0005 (不検出)	<0.0005 (不検出)	<0.0005 (不検出)				
	総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005				
	カドミウム	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001				
	鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005				
	六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01				
	砒素	<0.005	<0.005	0.005	<0.005				
	全シアン	<0.1(不検出)	<0.1(不検出)	<0.1(不検出)	<0.1(不検出)				
	ポリ塩化ビフェニル	<0.0005(不検出)	<0.0005(不検出)	<0.0005(不検出)	<0.0005(不検出)				
	トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001				
	テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001				
	ジクロロメタン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001				
	四塩化炭素 (※2)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002				
	一・二・ジクロロエタン (※2)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002				
	一・一・一・ジクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001				
	一・二・ジクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001				
	一・一・一・トリクロロエタン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001				
	一・一・二・トリクロロエタン (※2)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002				
	一・三・ジクロロプロペン (※2)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002				
	チウラム	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005				
	シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003				
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002					
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001					
セレン	<0.001	<0.001	<0.001	0.002					
一・四・ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005					
クロロエチレン(※3)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002					
ダイオキシン (pg-TEQ/l) (※1)	—	—	—	—					

(※1)ダイオキシンについて、1年に1回の測定を実施する(維持管理基準省令 一条一号口に基づく)。
 (※2)四塩化炭素、一・二・ジクロロエタン、一・一・一・トリクロロエタン、一・三・ジクロロプロペンの4項目について、2014年10月より報告下限値を0.0001mg/lから0.0002mg/lに変更した。
 (※3)平成28年環境省告示第31号「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正により「塩化ビニルモノマー」の名称変更→「クロロエチレン」